

## 介護職員処遇改善支援補助金 実績報告書の作成について

実績報告書を別紙1から別紙3に記載の(ア)～(サ)を参考に作成してください。  
なお、必ずしも(ア)→(イ)→(ウ)・・・(コ)の順に入力する必要はありません。

### 提出方法

実績報告書のExcelをメールに添付し、提出先メールアドレスに送付

提出先メールアドレス

kaigo-shogu@pref.yamanashi.lg.jp

### 提出期限

令和5年1月31日(火)

### 留意事項

<12月支払、1月支払の補助金について>

11月支払以降に、2月から9月サービス提供分の月遅請求がある場合、月遅請求の介護報酬から算出した本補助金の支払は、12月支払もしくは1月支払となります。

同様に、過誤調整がある場合も、12月支払もしくは1月支払時に調整することとなります。

実績報告書には、山梨県国民健康保険団体連合会(債権譲渡事業所の場合は本県)から法人等へ支払われた補助金の総額を入力する箇所があります。(別紙2(エ)、別紙4-1、4-2)

**補助金の総額には、12月支払、1月支払の月遅請求や過誤調整の額を含めます。**

ただし、12月支払、1月支払に月遅請求や過誤調整がない場合は、11月支払までの補助金額で確定となります。

1月支払の支払額通知書と支払額内訳書については、次の日程で取得可能となります。

・債権譲渡以外の事業所分

山梨県国民健康保険団体連合会より1月20日以降に取得

・債権譲渡の事業所分

本県より1月下旬頃に郵送等で通知

実績報告書の提出期限は1月31日のため、支払額内訳書等により金額を確認後、速やかに実績報告書を作成する必要があります。提出期限に間に合うようにするため、事前に実績報告書の作成準備をお願いします。

例えば、6月支払から12月支払の補助金額を1月初旬頃までに事前に算出しておき、1月支払の支払額内訳書等を取得次第、1月支払分を実績報告書に反映させる等の方法が考えられます。

<補助金額の確定通知書について>

2月以降に、補助金額の確定通知書を通知する予定です。

報告内容に誤りがある場合は、修正をお願いすることとなりますので、ご注意ください。

<過誤調整について>

過誤調整がある場合、当該支払月中に相殺可能な支払額があれば、マイナスとなる過誤調整額は相殺されますが、**相殺可能なプラスの支払額がない場合は、返還となり、本県から郵送する納付書により納入していただきます。**

相殺可能なプラスの支払額がない状態は、場合によっては12月支払、1月支払で発生する可能性があります。

過誤調整が発生した場合のマイナス額も支払額内訳書等を確認し、実績報告書の補助金額に含めるようにしてください。

【注意】本シートは様式作成用のため、提出は不要です。

- 次の情報を本シートの黄色セルに入力することで、各様式に自動的に転記されます。
- ・ 提出先に関する情報
- ・ 基本情報
- ・ 補助金対象事業所に関する情報

【凡例】(本シート)  
以下の分類に従い、色付きセルに必要事項を入力してください。

■ 補助金の取得に必要な情報 入力セル

1 提出先に関する情報

処遇改善支援助金の届出に係る提出先の名称を入力してください。

加算提出先 山梨県

2 基本情報

⇒ 下表に必要な事項を入力してください。

法人名	フリガナ	カブシキガイシャヤマナシ
	名称	株式会社山梨
法人住所	〒	4   0   0   -   8   5   0   1
	住所1(番地・住居番号まで)	甲府市丸の内一丁目6番1号
	住所2(建物名等)	
法人代表者	職名	代表取締役
	氏名	山梨 太郎
書類作成担当者	フリガナ	ヤマナシ シロウ
	氏名	山梨 次郎
連絡先	電話番号	055-223-1455
	FAX番号	055-223-1469
	e-mail	〇〇〇〇@test.co.jp

(ア)基本情報入力シートの「1 提出先に関する情報」、「2 基本情報」を入力。(セルが黄色付けの箇所)

3 補助金対象事業所に関する情報

下表に必要な事項を入力してください。記入内容が別紙様式に反映されます。

(イ)基本情報入力シートの「3 補助金対象事業所に関する情報」を入力。(セルが黄色付けの箇所)

通し番号	介護保険事業所番号	指定権者名	事業所の所在地		事業所名	サービス名
			都道府県	市区町村		
1	1 9 9 0 0 0 0 0 0 0	山梨県	山梨県	甲府市	通所介護事業所やまなし	通所介護
2	9 9 0 0 0 0 0 0 0 0	甲府市	山梨県	甲府市	通所介護事業所やまなし	通所型サービス(総合事業)
3	1 9 9 0 0 0 0 0 0 1	山梨県	山梨県	韮崎市	訪問介護事業所やまなし	訪問介護
4	1 9 9 0 0 0 0 0 0 1	韮崎市	山梨県	韮崎市	訪問介護事業所やまなし	訪問型サービス(総合事業)
5	1 9 9 0 0 0 0 0 0 2	山梨県	山梨県	笛吹市	特別養護老人ホームやまなし	介護老人福祉施設
6	1 9 9 0 0 0 0 0 0 2	山梨県	山梨県	笛吹市	短期入所生活介護事業所やまなし	短期入所生活介護
7	1 9 9 0 0 0 0 0 0 2	山梨県	山梨県	笛吹市	短期入所生活介護事業所やまなし	介護予防短期入所生活介護
8	1 9 9 0 0 0 0 0 0 3	上野原市	山梨県	上野原市	グループホームやまなし	認知症対応型共同生活介護
9	1 9 9 0 0 0 0 0 0 3	上野原市	山梨県	上野原市	グループホームやまなし	介護予防認知症対応型共同生活介護
10	1 9 9 0 0 0 0 0 0 4	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	介護老人保健施設
11	1 9 9 0 0 0 0 0 0 4	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	短期入所療養介護(老健)
12	1 9 9 0 0 0 0 0 0 4	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	介護予防短期入所療養介護(老健)
13	1 9 9 0 0 0 0 0 0 4	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	通所リハビリテーション
14	1 9 9 0 0 0 0 0 0 4	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	介護予防通所リハビリテーション
15	1 9 9 0 0 0 0 0 0 5	山梨県	山梨県	中央市	やまなし介護付き有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護
16	1 9 9 0 0 0 0 0 0 5	山梨県	山梨県	中央市	やまなし介護付き有料老人ホーム	介護予防特定施設入居者生活介護
17	1 9 9 0 0 0 0 0 0 6	身延町	山梨県	身延町	地域密着型特別養護老人ホームやまなし	地域密着型介護老人福祉施設
18	1 9 9 0 0 0 0 0 0 7	身延町	山梨県	身延町	地域密着型特別養護老人ホームやまなし	短期入所生活介護
19	1 9 9 0 0 0 0 0 0 7	身延町	山梨県	身延町	地域密着型特別養護老人ホームやまなし	介護予防短期入所生活介護
20						



介護職員処遇改善支援補助金実績報告書

1 基本情報

フリガナ	カブシキガイシヤヤマナシ					
法人名	株式会社山梨					
法人所在地	〒400-8501	甲府市丸の内一丁目6番1号				
フリガナ	ヤマナシ ジロウ					
書類作成担当者	山梨 次郎					
連絡先	電話番号	055-223-1455	FAX番号	055-223-1469	E-mail	〇〇〇〇@test.co.jp

2 実績報告について

※詳細は別紙様式3-2に記載

※本様式では2つの要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金支給のための要件を満たしていない。

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額以上であること

II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①介護職員処遇改善支援補助金の総額(h)	8,906,224	円	要件 I	<input checked="" type="radio"/>
②賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	9,267,660	円		<input checked="" type="radio"/>
i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額((i)+(j))	497,067,660	円		
ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】	487,800,000	円		
③ベースアップ等による賃金改善の総額				
i) 介護職員の賃金改善額	8,844,660	円		
(うち、ベースアップ等による賃金改善額)	5,910,940	円	( 86.83 ) %	<input checked="" type="radio"/>
(一月あたり)	738867.5	円		
ii) その他の職員の賃金改善額	873,000	円		
(うち、ベースアップ等による賃金改善額)	591,000	円	( 87.70 ) %	<input checked="" type="radio"/>
(一月あたり)	73875	円		
④ 補助金による賃金改善実施期間	令和4年 2 月 ~ 9 月			

(キ)「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】」の入力。別紙7を参照。

※②i) 「賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額」には、補助金により行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

※②ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額」【基準額】には、計画1の②ii)の額を記載すること。この【基準額】については、職員構成が変わった等の事由により修正することがある。

※②i)及び②ii)には、処遇改善加算等による賃金の改善額を含む額を記載すること。

(ク)補助金による賃金改善実施期間の開始月と終了月を記載してください。最長で8ヶ月間となります。

※給与明細や勤務記録等、実績報告書と照合できるように保管しておくこと。

※補助金の請求に関して虚偽や不正な請求をした場合は、補助金を返還することとなる場合がある。

実績報告書の記載内容に虚偽の事実があることを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和 5 年 1 月 31 日

(法人名) 株式会社山梨  
(代表者名) 山梨 太郎

(コ)法人名、代表者名を入力。押印不要。

(サ)入力後に「要件 I」欄および「要件 II」欄が「○」となることを確認してください。「○」となっていない場合は、要件を満たしていないため、返還となる場合があります。

入力箇所は(ア)~(コ)で示した黄色付けセルの箇所であり、計算式が設定されているセルへの入力はいないようにしてください。

補助金別紙様式3-2 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(施設・事業所別個表)

法人名 株式会社山梨 補助金様式3-2

2① 介護職員処遇改善支援補助金の総額(h) 8,906,224  
 2② i) 賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額((i)+(j)) 497,067,860

※本表に記載する事業所の数は、事業所と一致しなければならない。  
 ※事業所の数が 補助金の合計額がセルの計算式により自動で表示されます。

入力箇所はセルの黄色付けの箇所のみとなり、セルに設定されている計算式を削除したり、変更したりしないでください。

介護保険事業所番号	指定権者	都道府県	市区町村	事業所名	サービス名	算定する介護職員処遇改善加算の区分(Ⅰ～Ⅲを算定しない事業所は補助金を取得できません)	④ 介護職員処遇改善支援補助金の総額[円]h)	⑤ i) 員改善
1	1990000000	山梨県	山梨県	甲府市	通所介護事業所やまなし	通所介護	加算Ⅰ	8,670
2	1990000000	甲府市	山梨県	甲府市	通所介護事業所やまなし	通所型サービス(総合事業)	加算Ⅰ	2,056
3	1990000000	山梨県	山梨県	韮崎市	訪問介護事業所やまなし	訪問介護	加算Ⅲ	23,787
4	1990000000	山梨県	山梨県	韮崎市	訪問介護事業所やまなし	訪問型サービス(総合事業)	加算Ⅲ	0
5	1990000000	山梨県	山梨県	笛吹市	特別養護老人ホームやまなし	介護老人福祉施設	加算Ⅲ	2,270,709
6	1990000000	山梨県	山梨県	笛吹市	短期入所生活介護事業所やまなし	短期入所生活介護	加算Ⅱ	236,646
7	1990000000	山梨県	山梨県	笛吹市	短期入所生活介護事業所やまなし	介護予防短期入所生活介護	加算Ⅱ	4,014
8	1990000000	山梨県	山梨県	上野原市	グループホームやまなし	認知症対応型共同生活介護	加算Ⅰ	505,387
9	1990000000	山梨県	山梨県	上野原市	グループホームやまなし	介護予防認知症対応型共同生活介護	加算Ⅰ	47,241
10	1990000000	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	介護老人保健施設	加算Ⅰ	2,185,515
11	1990000000	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	短期入所療養介護(老健)	加算Ⅰ	78,201
12	1990000000	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	介護予防短期入所療養介護(老健)	加算Ⅰ	2,876
13	1990000000	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	通所(ハビ)テーション	加算Ⅰ	554,463
14	1990000000	山梨県	山梨県	山梨市	介護老人保健施設やまなし	介護予防通所リハビリテーション	加算Ⅰ	29,313
15	1990000000	山梨県	山梨県	中央市	やまなし介護付き有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護	加算Ⅱ	941,958
16	1990000000	山梨県	山梨県	中央市	やまなし介護付き有料老人ホーム	介護予防特定施設入居者生活介護	加算Ⅱ	68,332
17	1990000000	山梨県	山梨県	身延町	地域密着型特別養護老人ホームやまなし	地域密着型介護老人福祉施設	加算Ⅰ	1,287,387
18	1990000000	山梨県	山梨県	身延町	地域密着型特別養護老人ホームやまなし	短期入所生活介護	加算Ⅰ	653,778
19	1990000000	山梨県	山梨県	身延町	地域密着型特別養護老人ホームやまなし	介護予防短期入所生活介護	加算Ⅰ	5,891
20								

補助金別紙様式3-1 介護職員 報告書 別紙4-1

1 基本情報

フリガナ 介護職員 株式会社山梨  
 法人名 株式会社山梨  
 法人所在地 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号  
 フリガナ ヤマナシ ジロウ  
 書類作成担当者 山梨 次郎  
 連絡先 電話番号 055-223-1456 FAX番号 055-223-1469 E-mail ○○○○@test.co.jp

2 実績報告について

※本様式では2つの要件を確認しており、オレシキセルカ所が「○」でない場合、補助金支給の対象外となる。補助金支給の対象となるのは、I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額以上であること、II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。

セルの計算式により自動で表示されます。

①介護職員処遇改善支援補助金の総額(h) 8,906,224 円  
 ②賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額以上であること) 8,267,860 円  
 1) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額((i)+(j)) 497,067,860 円

事業所別、サービス名別に、補助金様式3-2の「介護職員処遇改善支援補助金の総額[円]h)欄(黄色付けの箇所)を入力すれば、自動で合計値が補助金3-1の「介護職員処遇改善支援補助金の総額(h)欄」に表示されます。

別紙4-2に、通所介護および通所型サービス(総合事業)の事例を示します。

事例の通所介護では、12月支払、1月支払で月選請求分が山梨県国民健康保険団体連合会(債権譲渡の場合は本県)から法人へ支払われており、**補助金額にはこれらの月選請求分も含めて、支払われた補助金額すべてを足した値としてください。**ただし、12月支払、1月支払に月選請求や過誤調整がない場合は、11月支払までの補助金額で確定となります。

**過誤調整がある場合、当該支払月中に相殺可能な支払額があれば、マイナスとなる過誤調整額は相殺されますが、相殺可能なプラスの支払額がない場合は、返還となり、本県から郵送する納付書により納入していただきます。**相殺可能なプラスの支払額がない状態は、特に12月支払、1月支払で発生する可能性があります。過誤調整が発生した場合のマイナス額も実績報告書の補助金額に含めるようにしてください。

この事例の通所介護では、1月支払で過誤納マイナス150円発生していますが、1月支払の中に月選請求分プラス695円もあるため、695+(-150)=545円となるため、返還となりません。

**1月支払の支払額内訳書等については、債権譲渡以外の事業所分は、山梨県国民健康保険団体連合会より1月20日以降に取得でき、債権譲渡の事業所分は、本県より1月下旬頃に郵送等で通知します。実績報告書の提出期限は1月31日のため、支払額内訳書等を確保後、速やかに実績報告書を作成する必要があります。**

2月以降に、補助金額の確定通知書を通ずる予定です。報告内容に誤りがある場合は、修正をお願いすることとなりますので、ご注意ください。

介護職員処遇改善支援補助金 支払額内訳書

令和4年 5月処理分

別紙4-2

令和4年 6月 20日

山梨県国民健康保険団体連合会

[円]		補助金様式3-2
支援補助金の総額(h)	8,906,224	
期間に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額	497,067,660	
所は、処遇改善支援金に記載しきれない。		
通所介護 $794 + 830 + 899 + 730 + 210 + 920 + 72 + 899 + 760 + 920 + 941 + 150 + 695 - 150 = 8,670$		
通所型サービス(独自) = 総合事業 $181 + 566 + 693 + 616 = 2,056$		
指定権者		

支払額内訳書  
6月支払

サービス提供年月	サービス種類コード	サービス種類名	区分	費用額	交付率	支援補助金額	支援補助金過誤調整額	支援補助金支払額
2022/02	15	通所介護	通常分	79,477	1.0%	794	0	794
2022/03	15	通所介護	通常分	83,087	1.0%	830	0	830
2022/04	15	通所介護	通常分	89,982	1.0%	899	0	899
2022/04	15	通所介護	通常分	73,008	1.0%	730	0	730
2022/02	A6	通所型サービス(独自)	通常分	18,130	1.0%	181	0	181
合計								3,434

サービス提供年月	サービス種類コード	サービス種類名	区分	費用額	交付率	支援補助金額	支援補助金過誤調整額	支援補助金支払額
2022/02	15	通所介護	通常分	21,067	1.0%	210	0	210
2022/05	15	通所介護	通常分	92,017	1.0%	920	0	920
合計								1,130

7月支払で月選請求分(2月サービス提供)を含む。

192013	甲府市	通所介護	通常分	7,222		72	0	72
192112	甲府市	通所介護	通常分	89,905		899	0	899
192013	甲府市	通所型サービス(独自)	通常分	56,658	1.0%	566	0	566
合計								1,587

8月支払で月選請求分(4月サービス提供)を含む。

192112	甲府市	通所介護	通常分	76,076		760	0	760
192013	甲府市	通所型サービス(独自)	通常分	69,311		693	0	693
合計								1,453

192112	甲府市	通所介護	通常分	92,018		920	0	920
192013	甲府市	通所型サービス(独自)	通常分	61,632		616	0	616
合計								1,536

証記載保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス提供年月	サービス種類コード	サービス種類名	区分	費用額	交付率	支援補助金額	支援補助金過誤調整額	支援補助金支払額
192112	甲府市	*****	*****	2022/09	15	通所介護	通常分	94,167		941	0	941
合計												941

192112	甲府市	通所介護	通常分	15,066	1.0%	150	0	150
合計								150

12月支払で月選請求分(8月サービス提供)がある場合。

192112	甲府市	通所介護	通常分	69,574	1.0%	695	0	695
192112	甲府市	通所介護	通常分	-15,068	1.0%	0	-150	-150
合計								545

1月支払で月選請求分(5月サービス提供)、過誤納(9月サービス提供)がある場合。

# 別紙5

支援補助金実績報告書(施設・事業所別個表)

	[円]
員等の賃金の総額	8,906,224
	497,067,660

補助金様式3-2

※別紙様式2-2に記載した事業所と一致しない事業所を記載していただくこと。

セルの計算式により自動で表示されます。  
 入力箇所はセルの黄色付けの箇所のみとなり、セルに設定されている計算式を削除したり、変更したりしないようにしてください。

職員処遇の区分区分しない事業所を記載してください。

※本様式では2つの条件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金支給のための要件を満たしていない。  
 ① 補助金による賃金改善を行う総額が  
 ② 賃金改善の合計額の3分の2以上は、  
 ③ 賃金改善による賃金改善の総額が

① 介護職員処遇改善支援補助金の総額	8,906,224	円
② 賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	9,267,660	円
③ 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額 (i)+(j)	497,067,660	円
ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】	487,800,000	円
④ ベースアップ等による賃金改善の総額	8,844,860	円
i) 介護職員の賃金改善額 (うち、ベースアップ等による賃金改善額) (一月あたり)	5,910,940 73887.5	円 円
ii) その他の職員の賃金改善額 (うち、ベースアップ等による賃金改善額) (一月あたり)	873,000 591,000 73875	円 円 円

④ 補助金による賃金改善実施期間 令和4年 2 月 ~ 9 月

セルの計算式により自動で表示されます。

施設・事業所名	事業種別	加算区分	職員処遇区分	介護職員処遇改善支援補助金		別添							
				介護職員のみ	その他の職種	① 賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額	② 賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額	③ 賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額	④ 賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額				
通所介護事業所やまなし	通所介護	加算I		8,670	5,408,910								
通所介護事業所やまなし	通所型サービス(総合事業)	加算I		2,056	1,801,800	1,800	1,800						
訪問介護事業所やまなし	訪問介護	加算III		23,787	7,223,400	23,400	12,000						
訪問介護事業所やまなし	訪問型サービス(総合事業)	加算III		0									
特別養護老人ホームやまなし	介護老人福祉施設	加算III		2,270,709	92,115,000	9,211,500	2,115,000	1,410,000	211,500	150,000			
短期入所生活介護事業所やまなし	短期入所生活介護	加算II		236,646	14,652,000	252,000							
短期入所生活介護事業所やまなし	介護予防短期入所生活介護	加算II		4,014	5,404,050	4,050							
グループホームやまなし	認知症対応型共同生活介護	加算I		505,387	54,513,000	513,000							
グループホームやまなし	介護予防認知症対応型共同生活介護	加算I		47,241	7,246,800	47,241							
介護老人保健施設やまなし	介護老人保健施設	加算I		2,185,515	92,250,000	18,000,000	2,250,000						
介護老人保健施設やまなし	短期入所療養介護(老健)	加算I		78,201	18,072,000	78,201							
介護老人保健施設やまなし	介護予防短期入所療養介護(老健)	加算I		2,876	5,404,050	2,876							
介護老人保健施設やまなし	通所リハビリテーション	加算I		554,463	11,340,000	544,463							
介護老人保健施設やまなし	介護予防通所リハビリテーション	加算I		29,313	5,432,400	29,313							
やまなし介護付有料老人ホーム	特定施設入居者生活介護	加算II		941,958	27,877,500	3,717,000	877,500	585,000	117,000	78,000			
やまなし介護付有料老人ホーム	介護予防特定施設入居者生活介護	加算II		68,332	10,881,000	81,000		54,000					
地域密着型特別介護老人福祉施設	地域密着型介護老人福祉施設	加算I		1,287,387	73,260,000	5,494,500	1,260,000	840,000	94,500	63,000			
地域密着型特別介護老人福祉施設	短期入所生活介護	加算I		653,778	22,356,000	756,000		504,000					
地域密着型特別介護老人福祉施設	介護予防短期入所生活介護	加算I		5,891	5,406,750	6,750							

「賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額」は、賃金改善実施期間の賃金総額を入力するため、給与明細等を集計する必要があります。途中計算用の集計資料等の提出は必要ありませんが、正しく集計した結果を入力するようにしてください。

介護職員のみ賃金総額と、その他の職種のみ賃金総額を分けて入力してください。補助金によるその他の職種の賃金改善等を行っていない場合は、介護職員のみ入力となります。

事業所別、サービス名別に入力しますが、例えば、介護老人福祉施設と併設の(介護予防)短期入所生活介護のように、賃金総額の按分が難しいようであれば、介護老人福祉施設に一括計上しても構いません。

補助金様式3-2

介護職員処遇改善支援補助金 別紙様式3-1 2実績報告について						
① i) 賃金改善実施期間に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額 (列ごとの合計が2④に転記)						
介護職員①	その他の職種①	(f-1)	(f-2)	(g-1)	(g-2)	④
		① i) 介護職員の賃金改善額 [円]	左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額 [円]	② ii) その他の職種の賃金改善額 [円]	左記のうち、ベースアップ等による賃金改善額 [円]	
0	5,408,910	8,910	5,940			
6	1,801,800	1,800	1,800			
7	7,223,400	23,400	12,000			
0						
9	92,115,000	9,211,500	2,115,000	1,410,000	211,500	150,000
46	14,652,000	252,000	168,000			
14	5,404,050	4,050	2,700			
37	54,513,000	513,000	342,000			
41	7,246,800	46,800	31,200			
15	92,250,000	18,000,000	2,250,000	1,500,000	450,000	300,000
31	18,072,000	72,000	50,000			
76	5,404,050	4,050	2,700			
33	11,340,000	540,000	380,000			
13	5,432,400	32,400	21,600			
58	27,877,500	3,717,000	877,500	585,000	117,000	78,000
32	10,881,000	81,000	54,000			
37	73,260,000	5,494,500	1,260,000	840,000	94,500	63,000
78	22,356,000	756,000	504,000			
31	5,406,750	6,750				

補助金様式3-1

※本様式では2つの要件を確認しており、オレンジ色は支給のための要

I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入増上であること  
II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

① 介護職員処遇改善支援補助金の総額(h)	8,908,224	円	
② 賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の((i)+(j))	9,267,660	円	要件 I
i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額【基準額】	497,067,660	円	
ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】	487,800,000	円	
③ ベースアップ等による賃金改善の総額	8,844,660	円	
i) 介護職員の賃金改善額 (うち、ベースアップ等による賃金改善額)	5,910,940	円	( 66.83 ) %
ii) その他の職種の賃金改善額 (うち、ベースアップ等による賃金改善額)	873,000	円	( 87.70 ) %
④ 補助金による賃金改善実施期間	令和4年 2 月 ~ 9 月		

セルの計算式により自動で表示されます。

セルの計算式により自動で表示されます。

賃金改善額の2/3以上をベースアップ等(基本給や毎月決まって支払われる手当)に充てる必要があり、その要件を満たしているかを判定するための入力となります。  
この2/3以上は、対象の介護職員のための賃金改善額で満たし(実績報告書ではf-1、f-2に該当)、その他の職種がある場合は、その他の職種のみの賃金改善額で満たす(実績報告書ではg-1、g-2に該当)ように、それぞれで2/3以上を満たす必要があります。

事例の場合は、  
介護職員の賃金改善額  
 $5,910,940(f-2) \div 8,844,660(f-1) \times 100 = 66.83 \%$

その他の職種の賃金改善  
 $591,000(g-2) \div 873,000(g-1) \times 100 = 67.70 \%$

いずれも2/3(66.6%)以上を満たすので、補助金様式3-1の「要件II」欄は「○」となっています。  
「要件II」欄が「×」になる場合は、2/3以上を満たしていないため、補助金様式3-2のf-1、f-2、g-1、g-2の入力が正しいか再度確認してください。



介護職員処遇改善支援補助金実績報告書

**1 基本情報**

補助金様式 3-1

フリガナ カブシキガイシヤヤマナシ  
 法人名 株式会社山梨

〒400-8501  
 法人所在地 甲府市丸の内一丁目6番1号

フリガナ ヤマナシ ジロウ  
 書類作成担当者 山梨 次郎

連絡先 電話番号 055-223-1455 FAX番号 055-223-1469 E-mail ○○○○@test.co.jp

**2 実績報告について** ※詳細は別紙様式 3-2 に記載

※本様式では2つの要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金支給のための要件を満たしていない。  
 I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額以上であること  
 II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①介護職員処遇改善支援補助金の総額(h)	8,906,224	円
②賃金改善所要額(i-ii) (右欄の額は①欄の額以上であること)	9,267,660	円
i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額((i)+(j))	497,067,660	円
ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】	487,800,000	円

③ベースアップ等による賃金改善の総額

i) 介護職員の賃金改善額		8,844,660	円	要件 I
(うち、ベースアップ等による賃金改善額)	5,910,940	円	(66.83) %	
(一月あたり)	738867.5	円		
ii) その他の職員の賃金改善額		873,000	円	要件 II
(うち、ベースアップ等による賃金改善額)	591,000	円	(87.70) %	
(一月あたり)	73875	円		

④ 補助金による賃金改善実施期間 令和4年 2 月 ~ 9 月

※②i) 「賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行った介護職員等の賃金の総額」には、補助金により賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。

※②ii) 「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】」には、計画書別紙様式2-1の2②ii)の額を記載すること。この【基準額】については、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

※②i)及び②ii)には、処遇改善加算及び特定加算を取得し実施される賃金の改善額を含む額を記載すること。

別紙7

介護職員処遇改善支援補助金計画書

**1 基本情報**

提出済みの計画書

フリガナ カブシキガイシヤアイボリキカク  
 法人名 株式会社山梨

〒403-0009  
 法人所在地 甲府市丸の内一丁目6番1号

フリガナ ヤマナシ ジロウ  
 書類作成担当者 山梨 次郎

連絡先 電話番号 055-223-1455 FAX番号 055-223-1469 E-mail ○○○○@test.co.jp

**2 賃金改善計画について** ※詳細は別紙様式 2-2 に記載

※本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。

※本様式では下記の要件を確認しており、オレンジセル3カ所が「○」でない場合、補助金の交付要件を満たしていない。  
 I 補助金による賃金改善を行う総額が補助金による収入額(補助金の見込額)を上回ること  
 II 賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

①介護職員処遇改善支援補助金の見込額(e)	10,000,000	円
②賃金改善の見込額(i-ii) (右欄の額は①欄の額を上回ること)	10,200,000	円
i) 賃金改善実施期間(④)に補助金により賃金改善を行う場合の介護職員等の賃金の総額(見込額)	498,000,000	円
ii) 令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】	487,800,000	円

「令和3年における賃金改善実施期間に相当する期間の介護職員等の賃金の総額【基準額】」とは、補助金により賃金改善を行っていない場合の令和3年2月から9月までの賃金総額です。これを補助金による賃金改善前の状態(基準値)としています。計画書で入力した同項目の額を実績報告書にも入力(黄色付けセルの箇所)しますが、職員構成が変わった等の理由があれば、計画書と異なる額を入力することも可能です。

職員構成が変わるとは、計画書の提出は令和4年4月頃ですが、その後、例えば、令和4年6月に対象の職員が退職した場合、基準となる令和3年6月以降にはいなかったものとするため、その職員の賃金分が令和3年の基準額から差し引かれ、結果として基準額が変わることを意味します。

別紙5の補助金により賃金改善を行った場合の令和4年2月から9月までの賃金の総額から、この賃金改善前の基準値を差し引くことにより、どれくらい賃金改善されたかを算出しています。

事例の場合、補助金様式3-1にて  
 497,067,660(改善後) - 487,800,000(改善前) = 9,267,660円  
 となっています。

これは、別紙4-1、4-2の山梨県国民健康保険団体連合会(債権譲渡の場合は本県)から支払われた補助金の総額8,906,224以上の額となっているため、「要件 I」欄は「○」となります。